

平成 2 0 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第1日）

6月10日（火曜日）午前10時00分 開会
午前11時22分 散会

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第113号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第114号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定について
- 日程第 8 議案第115号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第116号 赤平市介護サービス事業条例の一部改正について
- 日程第10 議案第117号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 報告第 9号 平成19年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 10号 赤平市土地開発公社の経営状況について
- 日程第13 報告第 11号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第112号 専決処分の承認を求めることについて（赤平市税条例の一部改正について）
- 日程第 6 議案第113号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第114号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定について
- 日程第 8 議案第115号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第116号 赤平市介護サービス事業条例の一部改正について
- 日程第10 議案第117号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 報告第 9号 平成19年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第 10号 赤平市土地開発公社の経営状況について
- 日程第13 報告第 11号 株式会社赤平振興公社の経営状況について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美 知 君
- 2番 若 山 武 信 君
- 3番 谷田部 芳 征 君
- 4番 穴 戸 忠 君
- 5番 林 喜代子 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件

6番 北 市 勲 君
 7番 太 田 常 美 君
 8番 植 村 真 美 君
 9番 獅 畑 輝 明 君
 10番 鎌 田 恒 彰 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

市 長 高 尾 弘 明 君
 教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
 監 査 委 員 小 椋 克 己 君
 選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君
 委 員 長
 農業委員会会長 野 村 繁 君

副 市 長 浅 水 忠 男 君
 理 事 三 上 和 巳 君
 総 務 課 長 町 田 秀 一 君
 企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君
 税 務 課 長 吉 村 春 義 君
 市 民 生 活 課 長 栗 山 滋 之 君
 社 会 福 祉 課 長 伊 藤 嘉 悦 君
 介 護 健 康 推 進 課 長 實 吉 俊 介 君
 産 業 課 長 菊 島 美 時 君
 建 設 課 長 熊 谷 敦 君
 上 下 水 道 課 長 横 岡 孝 一 君
 会 計 管 理 者 下 村 信 磁 君
 消 防 長 中 村 高 庸 君
 市立赤平総合病院 齊 藤 幸 英 君
 事 務 長

教 育 委 員 会 教 育 長 渡 邊 敏 雄 君
 " 教 育 課 長 相 原 弘 幸 君

監 査 事 務 局 長 保 田 隆 二 君

選 挙 管 理 委 員 会 町 田 秀 一 君
 事 務 局 長

農 業 委 員 会 菊 島 美 時 君
 事 務 局 長

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 大 橋 一 君
 " 総務議事 野 呂 律 子 君
 担当主幹
 " 総務議事 渡 邊 敏 一 君
 係 長

(午前10時00分 開 会)

○議長(鎌田恒彰君) これより、平成20年赤平市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、1番五十嵐美知さん、3番谷田部芳征君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から13日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの4日間と決定いたしました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は11件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成20年第1回定例会以降平成20年6月9日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、赤平山憩の家の火災状況についてご報告いたします。5月30日、金曜日、午前11時32分ごろに出火し、木造モルタル2階建て、延べ床面積457平方メートルの施設がほぼ全焼したところであります。なお、翌31日に市の立ち会いのもと警察並びに消防で原因究明のため現場検証を実施いたしました。全焼ということもあり、出火原因等については不明となっております。当施設につきましては、ご承知のとおり平成16年3月22日より赤平山スキー場休止と同時に閉鎖しており、外部からの侵入防止策などを講じ、月一、二回程度定期的に見回り、管理していたところであります。今後の市の対応といたしましては、安全管理のため保険金の一部を財源に建物の除却を行ってまいりたいと考えているところであります。また、市内には複数の遊休公共施設が存在することから、再度防犯点検を実施し、管理徹底をうたってまいります。

次に、全国及び北海道市長会の動向について申し上げます。平成20年春期北海道市長会定期総会が5月15日に登別市で開催され、地方自治体にとって最重要課題であります地方分権改革の推進に関して地方と政府の代表者等が協議を行う(仮称)地方行財政会議の設置など地方分権改革に地方の意見が反映される法制度の構築を求めることを初め、偏在性の少ない居住地課税である消費税、所得税などの基幹税を国から地方に税源移譲することにより地方税財源の充実強化を図り、国と地方からの税源配分を当面5対5とすることや、国と地方の役割分担を再整理し、真に国が義務的負担すべき分野を除き、廃止、財源移譲を進める国庫補助負担金の見直し、地方公共団体の安定的な財政運営に支障を来すことのない

よう地方交付税改革などを含む地方分権改革の推進及び地方財政の充実確保に関する決議が採択されたところであります。また、6月4日には第77回全国市長会議が東京都で行われ、国が進める地方分権について国と地方の役割の明確化や、より一層の税源移譲など基本理念に基づいた新しい地方分権改革が実現するよう採択されたところであります。あわせて、北海道市長会の要望につきましても関係省庁に対して行われたところであります。

次に、行財政改革の推進について申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、本市にとりましては特に連結実質赤字比率を改善し、財政再生団体入りを回避するための正念場の1年がスタートしたわけであります。4月1日からは、行財政改革の推進に向けて道から2名の職員を派遣いただき、行政機構の中にも新たに病院健全化対策室を設置したところであります。また、病院内におきましても、既存の経営委員会のほか医師、看護師確保対策委員会、透析PR委員会、接遇改善委員会、広報委員会を設置し、さらに病院と市役所の連携を強化するため5月1日に病院健全化対策調整会議を設置するなど、病院問題につきましても財政再生団体を回避するための最重要課題であると認識し、全職員が一丸となって取り組んでいるところであります。一方、市民参加をいただいておりますこれからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議につきましても、5月27日に本年度1回目となります会議を開催しておりますが、広域化における連携と機能分担を中心に、引き続き検討を重ねてまいります。今後もこうした各種機関としっかりと連携を図りながら、課題解決に向け、迅速に対応してまいらなければならないと考えているところであります。

次に、エルム高原さくらロードの植樹について申し上げます。このたび家具でおなじみの株式会社ニトリ様の北海道応援基金、北海道100万本植樹計画の助成の決定をいただき、5月25日に市民、団体、議会、そして市職員約100名のご参加をいただき、

エゾヤマザクラ185本を市道基線に植樹いたしました。本事業は、平成18年度に策定したあかびらスクラムプランに位置づけられた事業で、市民自身の手によって植樹を行っていただくことで愛着心がはぐくまれ、協働のまちづくりを推進するものであります。年間約17万人が訪れるエルム高原ではありますが、近い将来桜が満開に育ち、新名所エルム高原さくらロードとして市民の憩いの場、観光振興に期待を寄せるところであります。

次に、北海道チャレンジ企業表彰について申し上げます。北海道チャレンジ企業表彰は、経済環境の変化に対応し、果敢に挑戦している創業間もない企業や経営革新に取り組む企業などで、すぐれた成果をおさめ、他の模範となる企業を表彰することで、経済活性化の芽をはぐくんでいくことを目的として、平成19年度に創設された北海道の新たな企業者向けの表彰制度であります。特に経営革新部門において応募42社の中から3社が受賞されましたが、本市から応募されたトルク精密工業株式会社が厳正なる審査の結果、新たに自動車部品製造分野への積極的な進出が評価され、3月26日に知事より表彰状を授与されております。同社におきましては、昨年の全国元気なモノ作り中小企業300社にも受賞されており、これらの受賞を機にさらなる発展に期待を寄せるところであります。

次に、らんフェスタAKABIRA2008について申し上げます。本年で8回目となりますらんフェスタAKABIRA2008は、4月18日から20日までの3日間にわたり、総合体育館を会場として開催いたしました。今回は入場料の改定もあり、入場者数や入場前売り券の売りさばきへの影響などが心配されましたが、多くの企業、団体、関係機関、そして市民の皆様のご協力により、延べ約1万500人の集客を得ることができました。実行委員会を初め、関係団体や市民ボランティアの皆様のご協力によりまして、盛会のうちに終了することができましたことに心から感謝を申し上げます。

次に、市立病院人工透析室新設事業について申し

上げます。本事業につきましては、人工透析医療の充実により患者の療養環境の向上と、収益の安定的確保により病院経営の健全化を図るため、平成19年度に空知産炭地域総合発展基金を活用し、診療棟東側職員駐車場用地に透析室を建設してまいりましたが、平成20年4月7日より運用を開始したところであります。現在約40名の患者さんが透析医療を受けており、今後も近隣医療機関との連携を図り、さらには市内外の患者への積極的なPRを行いながら、患者確保に努め、経営の健全化を図ってまいります。

次に、交通安全運動について申し上げます。4月6日から15日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力のもと春の全国交通安全運動を展開したところであります。早朝の街頭指導には延べ1,643名のご参加をいただき、運動期間中は交通安全祈願祭及び旗の波作戦など効果的な運動を実施いたしました。本年度におきましても、交通ルールの厳守と交通事故防止に当たるため、交通安全意識の高揚を図り、地域住民と密着した運動を展開し、交通弱者と言われております高齢者や子供たちを守るため、市民一丸となって交通事故絶滅に向け、取り組んでまいります。

次に、消防行政について申し上げます。火災が発生しやすい時期を迎え、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に、4月20日から30日までの11日間にわたり、全道一斉に春の火災予防運動が展開されました。この間消防本部におきましては防火旗、防火看板の設置及び防火サイレンの吹鳴並びに防火講話等を通して火災予防を喚起するとともに、各家庭に対する住宅防火対策の推進、各事業所などに対する防火安全対策の徹底を図るなど、多くの市民を初めといたしまして、消防関係団体のご協力をいただきながら、火災予防の普及啓発に努めたところであります。また、消防団におきましては、火災予防運動初日に出動式を行い、無火災に向けて士気の高揚を図るとともに、高齢者を中心とした家庭からの火災を防ぐため、高齢者住宅の防火訪問を実施するなど、火災予防啓発を積極的に行

ったところであります。さらに、4月24日には火災に即応した消防部隊の実践的な運用を図ることを目的として、特別養護老人ホーム、愛真ホームを火元とする火災防御訓練を実施したところであります。今後におきましても市民の生命、身体を守る消防、防災活動につきまして、市民各位の認識と理解を深めるとともに、消防力の一層の充実強化を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。3月定例会におきまして、平成20年度の児童生徒数と学級編制の見込みについて申し上げましたが、5月1日現在、小学校は児童数が528人で、普通学級31学級、特別支援学級が8学級の合計39学級となり、中学校におきましては生徒数が288人で、普通学級12学級、特別支援学級が5学級の認可を受けたところであります。また、平成20年度の教職員の人事異動により転入教職員25名を受け入れたところでありますが、一方転出教職員は退職者6名を含め、25名となったところであります。なお、今年度から栄養職員と兼務発令ではありますが、栄養教諭を1名配置いたしました。これにより新たに児童生徒に対する食育指導がスタートすることとなります。

次に、幼稚園の編制について申し上げます。赤平幼稚園は3歳児13名、4歳児33名、5歳児49名の5学級で、合計95名となったところであります。

次に、今年度の奨学資金について申し上げます。今年度は国公立大学1名、私立大学3名、公立高校1名の申請があり、5月28日開催の第6回教育委員会が審議した結果、4名を奨学生として決定し、所

定の手続を終えたところであります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査が4月22日に、昨年に引き続き全国一斉に実施されました。対象は小学校6年生と中学3年生で実施され、市内7校で混乱なく実施されたところであります。

次に、学校職員の資質、能力の向上及び学校の活性化を図るため、学校職員の評価制度をスタートさせました。学校職員評価制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定により行うもので、評価は自己評価と評価者評価として、第1次、第2次と別々の評価者によることとしております。本制度の実施に当たっては、あくまでも学校教育目標の達成に向けた協働促進を進めるものであることと、学校職員の意欲と資質、能力向上の促進につながり、信頼される学校づくりを支えることを目的に、このたび教職員団体との協議もまとめ、7月から実施するものであります。

次に、赤平高等学校の最終入学状況について申し上げます。赤平高等学校の平成20年度の入学者は36名となり、平成19年度の入学者と比較しまして3人の減となりました。内訳は、市内2中学校から32名、市外から4名となっております。北海道教育委員会では、4月25日に平成20年度公立高等学校配置計画地域別検討協議会が滝川市で開催されました。その中で平成20年度からの新たな高校教育に関する指針により1学年3学級以下の高校は再編整備するとなっており、2学級以下の高校は区域内の中卒者の状況、欠員の状況、地元からの進学率などを勘案し、順次再編整備することとなっております。そのため平成19年9月に公表された平成20年度から22年度までの3カ年の具体的配置計画での指針によって、募集停止となった学校があるところであります。協議会では、私のほうから赤平高校の現状と指針に対する赤平市としての考え方を意見発表させていただきました。小規模学校ならではの取り組みや、地域の中で果たす高校の役割について意見を述べてきたところであります。道教委は今年3日、21年度から22年度配置計画の一部を見直した上で、平成21年度か

ら23年度までの3カ年の配置計画案を公表いたしました。赤平高校はこの計画案には提示されておりましたが、赤平高校の状況は依然厳しいことから、来年度以降についても入学志願者確保に向けて最大限の努力をしていきたいと考えているところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、公民館事業であります。上期東公民館講座として5月20日より2講座を開設し、既開事業としてこれは便利、マイバッグをつくろうを実施しております。また、NPO法人赤平市民活動支援センターにおきましては、委託事業としてまちなか公民館ラビカを実施いたします。事業内容としては、講座や環境問題などをテーマとしたチャレンジ事業などを予定しているところであります。

次に、図書館事業であります。毎年実施しておりますブックスタート、絵本の読み聞かせにつきましては4月より取り組み、内容の充実に努めております。6月8日には、文学散歩事業といたしまして、北海道立文学館の見学を行い、14名の参加者により学習会を行ったところであります。

次に、体育振興について申し上げます。社会体育施設等のオープンであります。赤平市炭鉱歴史資料館、赤平パークゴルフ場、住友河畔パークゴルフ場、虹ヶ丘球場が5月1日オープンいたしました。赤平パークゴルフ場につきましては、芝がいまだ十分な状態でないため、今年度につきましても昨年同様無料開放とし、引き続き芝の養生育成に努めてまいります。また、市民プールにつきましては、6月15日オープンの予定であります。今年度も市内小中学生には市民プール利用券を発行し、無料利用を実施いたします。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 議案第112号専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第112号専決処分の承認を求めることについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、赤平市税条例の一部改正が必要なことから、平成20年4月30日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、急を要するため地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、公益法人制度改革に伴う法人市民税均等割の改正、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用に係る改正、さらには省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額に関する規定の整理などを行うものでありますが、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページお願いいたします。第1条関係であります。第23条第1項第4号及び同条第3項につきましては、市民税の納税義務者等の規定であります。法人でない社団等につきまして字句の削除を行うなど所要の改正を行ったものであります。

1ページから3ページをご参照願います。第31条第2項及び同条第3項につきましては、均等割の税率の規定であります。法人の区分に応じた税率について改正するなど所要の改正を行ったものであります。

4ページから5ページをご参照願います。第36条の2第5項、第48条、第50条につきましては、法改正に伴い、字句の改正を行ったものであります。

第51条第1項第4号につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

第54条第5項につきましては、独立行政法人緑資源機構の解散により独立行政法人森林総合研究所が一部承継することとなったことなどから所要の改正を行ったものであります。

6ページをお願いいたします。第56条の規定につきましては、第51条の改正と同様一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

7ページから8ページをご参照願います。第131条につきましては、第54条の改正と同様独立行政法人森林総合研究所が承継することによる所要の改正等を行ったものであります。

8ページお願いいたします。第141条第2項につきましては、都市計画税の納税義務者等の規定であります。適用条項の改正に伴い、字句の改正を行ったものであります。

9ページお願いいたします。附則第7条の3第3項につきましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定であります。納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市長がやむを得ない理由があると認めるときは税額控除を適用することなど所要の改正を行ったものであります。

9ページから11ページをご参照願います。附則第10条の2第1項から同条第6項7号までの規定につきましては、新築住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告の規定であります。適用条項の改正による字句の改正などを行い、同条第7項の規定につきましては、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設から新たに項の創設を行ったものであります。

11ページから14ページをご参照願います。附則第18条の12及び附則第20条につきましては、適用条項の改正などによる字句の改正や項の削除を行うものであります。

附則第21条につきましては、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして、新

たに規定を追加するものです。

15ページお願いいたします。第2条及び第3条関係ですが、ともに読みかえ規定であります第18条の12の改正であります。適用条項の改正等により字句の追加及び改正を行ったものでございます。

16ページをお願いいたします。改正附則であります。附則第1条といたしましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、次項に掲げる規定は次項に定める日から、第2条の規定は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第3条の規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行するものであります。

16ページから19ページをご参照願います。第2条から第5条につきましては、個人の市民税など税目ごとの経過措置を規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第112号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第112号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第6 議案第113号赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第113号赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議案同様地方税法の改正に伴い、赤平市税条例の一部を改正するものであります。本議案につきましては平成21年1月1日からの施行分について改正するものであります。

改正の主なものといたしましては、個人住民税における寄附金の税額控除、公的年金等からの特別徴収、上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大の3点であります。

以下、条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページから2ページをご参照願います。第19条、第33条の規定につきましては、適用条項の改正等により字句の追加及び改正を行ったものであります。

2ページお願いいたします。第34条の2につきましては、寄附金につきまして現行の所得控除方式を税額控除方式に改めることから字句の削除を行い、さらに第34条の7として、寄附金の税額控除について新たに条を追加したものです。

4ページお願いいたします。第34条の7、第34条の8の規定につきましては、適用条項の改正などにより字句を改め、それぞれ条を繰り下げ、34条の8、第34条の9としたものであります。

5ページから6ページをご参照願います。第36条の2につきましては、寄附金税制の見直しにより所要の改正を行ったものであります。

6ページから13ページをご参照願います。公的年

金からの特別徴収制度の創設などによりまして、第38条から第47条の規定につきまして字句の改正などを行い、さらに第47条の2から第47条の6まで条の追加を行ったものであります。

附則第4条の2につきましては、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定として追加するものであります。

14ページから15ページをご参照願います。附則第5条、附則第6条、附則第7条、附則第7条の3の規定につきましては、適用条項の改正等により字句の削除及び改正を行ったものであります。

15ページから16ページをご参照願います。附則第7条の4につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定として条を追加するものであります。

16ページから17ページをご参照願います。附則第8条につきましては、免税対象飼育牛に係る規定の改正や適用条項の改正を行ったものであります。

17ページから19ページをご参照願います。附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございます。

19ページから23ページをご参照願います。附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第19条の2につきましては、適用条項の改正等から字句の削除及び改正を行ったものであります。

附則第19条の3につきましては、条の削除を行ったものであります。

23ページから24ページをご参照願います。附則第19条の5といたしまして、源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例の規定として新たに条を追加したものでございます。

24ページから26ページをご参照願います。附則第19条の5につきましては、条を繰り下げ、附則第19条の6とし、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の規定として項の追加を行うなど所要の改正を行ったものであります。

27ページから30ページをご参照願います。附則第

20条の2、附則第20条の4、附則第20条の5の規定につきましては、適用条項の改正等により字句の削除及び改正等を行ったものであります。

次に、改正附則であります。30ページをお願いいたします。第1条といたしまして、この条例は、平成21年1月1日から施行するものであります。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしたものでございます。

31ページから37ページをご参照願います。第2条から第4条につきましては、それぞれ記載のとおり個人の市民税など税目ごとの経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。穴戸忠君。

○4番（穴戸忠君） 地方税法の改正を提案されましたが、ふるさと納税の部分になると思うのですが、これ地方にいる方々が赤平を思って……

○議長（鎌田恒彰君） 穴戸議員、今市税条例の件の議題であります。次に出ますので。

○4番（穴戸忠君） はい。

○議長（鎌田恒彰君） では、質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第113号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第7 議案第114号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第114号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

今般の地方税法の改正におきまして、いわゆるふ

るさと納税制度が盛り込まれたところがございますが、地方公共団体に対し、5,000円を超える寄附を行った場合に、5,000円を超える金額について一定の限度額まで寄附者の住所地へ納税している個人住民税、所得税から控除できる仕組みとなっております。このため特にふるさとへ思いを寄せられる方々から、これまで以上に寄附といった形でふるさとを応援いただける可能性が非常に高くなってまいりますことから、広く寄附を募り、寄附者の思いをまちづくりに反映するため、この条例を制定するものであります。

以下、条ごとにご説明申し上げます。

第1条につきましては、この条例を制定する目的を規定したものでございます。

第2条につきましては、寄附金を財源として行う事業を規定したものでございます。

第3条につきましては、事業の指定等を規定したものでございます。

第4条につきましては、寄附金を事業に充てるためあかびらガンバレ応援基金を設置する規定であります。

第5条につきましては、基金への積み立てについて規定したものでございます。

第6条につきましては、寄附者への配慮について規定したものでございます。

第7条につきましては、基金の管理であります。

第8条につきましては、基金の運用益金の処理について規定したものでございます。

第9条につきましては、基金の繰りかえ運用の規定であります。

第10条につきましては、基金の処分についての規定であります。

第11条につきましては、基金の運用状況を毎年公表することを規定したものでございます。

第12条につきましては、規則への委任について規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 先ほどは国の法律の確認をしたかったのですが、その関連で今ここで次に条例がくると思ったのですが、今度の114号の条例の制定は赤平にとってはいい方向なのかなと思いつつながら、お伺いしたいのは、この条例でどのぐらいの見積もりというか、予想があるかなと、そういう試算なんかないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 今のご質問ですけれども、試算というのは非常に不可能でございまして、ただご承知のとおり赤平市はピーク時に人口が5万9,000人ほどいたということで、現在は1万4,000人を割っていると。閉山して相当の年数はたっておりまして、転出者が多いということは間違いない事実でございまして、そうした方のふるさとに対する思いという部分に期待を寄せているところであります。

○議長（鎌田恒彰君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） よろしくお願ひします。赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例、大変ネーミングも賛同いたしますし、表題の文字のバランスもよいのではないかと思います。赤平市が漢字で、ふるさとが平仮名で、ガンバレが片仮名ということで、とても文字のバランスもよいと思います。

そこで、委員会に付託されると思いますので、細かいことについては委員会でもたお伺いしたいと思いますけれども、この掲げられている多様な人々の参加による個性豊かで住みよいまちづくりに資するということから考えただけ1点伺います。2条に書かれております（1）から（4）の事業でございませぬけれども、この事業を提示して寄附を募るのか、またこの事業に対する政策メニューを提示して寄附を募るのか、これをどのような手法でやられるのか

伺いたいのですけれども、私は今回6月議会でこの寄附条例を提案したいなと思って、少しだけ勉強させていただいた経過があるものですから、聞きたいのですが、日本で寄附条例を提唱してきた寄付市場協会、東京に協会がありますけれども、ここで調べた資料の中では、これまで27の自治体で条例を制定して、集められた寄附総額は1億9,000万円を超えると発表されております。

ですから、自主財源の確保や行政への住民参加など新たな地方自治のあり方として注目を集めてきております。ふるさと納税導入により、今後さらに広がっていくのではないかと考えております。そういう意味では、この協会の会長さんは、住民が直接自治体の政策を選べる上、寄附が財源に直接直結する直接民主主義的な要素もあると言えるというふうに言われております。そういう意味では、この寄附条例は各自治体で取り組まれていかれるものと思えますし、そういう意味では各自治体の施策がいよいよ問われるのではないかとということで、施策のメニューを見ながら、またふるさとを離れていった人々、また全国から有名になった赤平、頑張っているなということで寄附も集まるのではないかと考えるのです。そういう意味では、決して横並びな感覚でいてはいけないのではないかなと、それではだれもが共感はないと思うのです。

そういう意味では私はちょっと考え方として先ほどの質問に対しての答弁いただくのですけれども、なぜ先ほどのような聞き方をしたかと言いますと、それぞれの自治体では本当に寄附条例を制定するに当たり、取り組まれている中身がすごいのです。政策運営のようにこの事業に対してこれだけの政策をやっていくというのは、自治体が主導的に決めていくのではなく、それを希望する住民の皆様からニーズを酌み取る。ですから、政策メニューも住民の皆さんから募るということで取り組まれている自治体も出ているのです。そういう意味では先ほどのような質問になったわけですが、考え方だけ伺って、あとは委員会で聞きたいと思えます。よろしくお願

いします。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） まず、この事業の第2条に規定いたしました考え方でございますけれども、まず赤平の今の現状という中でどういう方向を今重点的に目指していかなければいけないかということで、まず1点目については特に市立病院が問題となっております地域医療を確保するという、これが1つ大きな事業の内容となっております。あと、2号につきましては、子供たちが元気であるということですが、これにつきましては少子化対策ということをイメージいたしております。そして、3号につきましては、あかびらスクラムプランでも既にお示しをしておりますとおり、今既に市民の皆様と一緒に頑張っておりますが、協働のまちづくりを目指すという観点で市民参加をより促進してまいりたいという考え方で示しております。あと、4号のほうにつきましては、まちづくりに資する事業ということで全般的な部分で、特に現状の赤平の中では財政支援的に行いたいという方も中にはおられようかということもございますので、全般を、特に指定せずに、まちづくりにかかわる部分に対してご協力をいただくという部分の項目を設けております。

それで、先ほど質問の中にございましたが、具体的な政策をとのお話もございました。確かに他市町村で既に進んでおまして、より具体的な自然ですとか、そういう地域の事情を組み入れた形での事業に充てることに対しての寄附を募るという状況もございますけれども、大変申しわけありません。ご承知のとおり現在新たな長期総合計画の取り組みということで、今年度市民の皆様とご協議をしていって、その中でどういう方向に赤平は目指していくとか、この辺が具体化してまいりますので、今の事情から申しますと、この重点的な4つの点に絞って寄附を募らせていただきまして、長期総合計画がより鮮明になった段階で具体的な個別化した事業というのはこれに加える、あるいは改正していく、そういったことも検討してまいらなければならないという

ふうを考えております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第8 議案第115号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第115号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税を公的年金から特別徴収する規定の整理や、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、これまでの課税区分でありました医療分と介護分に加えまして、新たに後期高齢者支援金分を追加するなど所要の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

1ページお願いいたします。第6条及び第7条につきましては、出産育児一時金及び葬祭費についての条項でございますが、後期高齢者医療制度または他の健康保険から同一の事由による給付が行われる場合には本市の国民健康保険から支給を行わないこととするため字句の追加、項の追加をするものでございます。

第5章、第6章につきましては、条の追加や字句の改正などに伴い、大半の条が改正となることから章の全体を改正するものでございます。第5章、第6章の改正の内容でございますが、1ページから3ページご参照願います。第9条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の追加による改正や基礎課税

額の限度額の改正、資産割の廃止に伴う字句の削除をするものであります。

第10条につきましては、所得割額の率の改定や字句の整理による改正を行うものであります。

第11条につきましては、資産割額の廃止に伴い、条を削除とすることとしたものです。

3ページから4ページをご参照願います。第12条及び第12条の2につきましては、条ずれによる改正や均等割額や平等割額の改正などを行い、後期高齢者支援金等課税額の所得割額や均等割額、世帯別平等割額に係る規定として、第13条、第14条、第14条の2として新たに条を追加するものであります。現行の第13条及び第14条につきましては、条ずれによる改正のほか介護納付金課税被保険者に係る所得割額や均等割額の率や額の改正を行うものでございます。

4ページから5ページをご参照願います。第15条は、賦課期日に係る条項であります。条ずれによる改正を行い、さらに新たに第18条として、徴収の方法についての規定を追加するものでございます。

5ページから8ページをご参照願います。第16条及び第17条については、条ずれによる改正や字句の追加などを行うものでございます。

8ページから11ページをご参照願います。老齢等年金から国民健康保険税を特別徴収することに関する規定として、第21条から第27条を新たに追加するものでございます。

11ページから12ページにかけてでございますが、第18条及び第19条は、条ずれによる改正のほか字句の整理を行うものでございます。

12ページから16ページをご参照願います。第20条につきましては、条ずれによる改正のほか減額基準額の改正や後期高齢者支援金分に係る規定の追加をするものでございます。

第21条につきましては、条ずれによる改正のほか国民健康保険税の減免規定の整理をしたものでございます。

17ページから18ページをご参照願います。第22条

につきましては、条ずれによる改正をし、さらに新たに第33条として、国民健康保険税の納税通知書に係る規定を追加するものでございます。

18ページから19ページをご参照願います。第23条及び第6章、第24条から第27条につきましては、条の追加等に伴う条ずれによる改正を行うものでございます。以上が第5章及び第6章の改正内容でございます。

19ページお願いいたします。附則第4項につきましては、字句の整理を行うものでございます。

19ページから25ページをご参照願います。附則第5項から第8項につきましては削除し、以下項を繰り上げるものでございますが、附則第9項から第14項まで、適用条項の整理など字句の整理を行うものでございます。

25ページから26ページをご参照願います。改正附則でございますが、附則第1項として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、適用区分であります。改正後の当該条例の規定は平成20年度以後の年度分の国保税について適用し、平成19年度分までの国保税については従前の例によることとし、新条例第25条の規定は平成21年度以後の年度分の国保税について適用するものものとさせていただきます。

附則第4項及び第5項につきましては、経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 国民健康保険の改正は国の法律に基づいて行われるわけですが、今国会で大いに変化しています。参議院でも廃止等々なされました。これは、問題は事務的整理が変わってくると、また変わるといふことで、また膨大に仕事がふえて、経費もかかると、こういう点ではいろいろと不安があるのではないかと思います。詳しいことはまた委員会でお聞きしますけれども、その点ちょっとお聞

きしておきたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） ただいまのご意見のとおりで、国の制度が変わるたびに私どもの事務処理は変わってきます。ただいま後期高齢も含めまして改正等議論されておりますので、今後注目して、決定したことは忠実に事務処理していきたいと考えております。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第115号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第9 議案第116号赤平市介護サービス事業条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第116号赤平市介護サービス事業条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市地域包括支援センターの所在地の変更や、老人介護支援センターにつきましては、地域包括支援センターがその機能を果たしていることから、老人介護支援センターに係る字句の整理を行うため本条例を改正するものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、老人介護支援センターを介護予防支援事業所に改め、「介護支援相談の事業」の字句を削除するものでございます。

第2条につきましては、老人介護支援センターに係る第4号を削除するものでございます。

第3条につきましては、老人介護支援センターに係る字句を削除し、さきに申しあげました地域包括支援センターの所在地の改正をするものでございま

す。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものとごさいます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第116号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第10 議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第117号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

建築基準法に基づく建築確認申請等事務につきましては、建築確認申請から確認までの審査事務、現地での完了検査のほか道路位置指定及び複数建築物の認定等の事務を行っているところでございます。このたび建築基準法の改正に伴い、北海道建設部手数料条例が改正されましたことから、道に準じ、確認申請手数料等を改定し、さらに現在手数料を徴していない国、都道府県、または建築主事を置く市町村の建築物の計画の通知に係る審査、検査及び承認、認定の事務につきまして、民間の申請と同様に有料とすることから、本条例の改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第2条、第3条につきましては、計画通知に係る字句の追加をするものでございます。

別表1につきましては、表題に計画通知に係る字句の追加や床面積に係る項目をふやし、手数料を改定し、さらに構造計算適合性判定をしなければならない場合における加算の説明文を加えたものでございます。

別表2につきましては、表題に計画通知に係る字句の追加をし、手数料を改定するものです。

別表3につきましては、表題に計画通知に係る字句の追加や床面積に係る項目をふやし、手数料を改定するものでございます。

別表4につきましては、表題に計画通知に係る字句を追加するものでございます。

別表5及び別表7につきましては、手数料を改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第117号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 報告第9号平成19年度赤平市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第9号につい

ては、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 報告第10号赤平市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君）〔登壇〕 報告第10号赤平市土地開発公社の経営状況につきまして、ご報告を申し上げます。

最初に、1ページの事業報告ですが、平成19年5月25日の第2回の理事会におきまして、理事長、副理事長の選任で理事長に私、浅水と副理事長には理事であります若山副議長が選任されまして、平成18年度の土地開発公社事業及び会計決算報告につきまして承認をされました。

2の土地の処分ですが、豊丘南団地28区画のうち1区画790.77平方メートルを売却いたしまして、残り27区画となったところであります。

次に、2ページ、3ページの平成19年度赤平市土地開発公社決算報告書並びに財務諸表、1の決算報告書であります。アの収益的収入及び支出ですが、第1款事業収益、決算額933万1,000円は、先ほど報告いたしました1区画の売却であります。

次に、支出ですが、事業原価、第2項土地造成事業原価、決算額900万6,021円は、売却いたしました1区画の原価となっております。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費、決算額222万3,482円につきましては、負担金補助及び交付金等事務経費であります。1区画売却の際に200万円をキャンペーン助成販売費として計上いたしております。

次に、4ページ、5ページの資本金収入及び支出ですが、収入の第1款第1項の長期借入金、決算額800万円ですが、これは北洋銀行より利率2.375%にて借り入れのものであります。

次に、支出の第1款第1項長期借入金償還金、決算額1,500万円につきましては、北洋銀行への償還

であります。

次に、6ページ、財務諸表の事業損失189万8,503円ですが、売却いたしました1区画のキャンペーン助成による影響が主であります。

当期の純損失につきましては、4、事業外収益、5、事業外費用、6、特定引当金取り崩し額の額を整理し、192万377円となっております。

次に、7ページの貸借対照表ですが、資産の部、流動資産、固定資産合わせて1億977万3,097円、負債の部は流動負債、固定負債合わせて1,182万6,750円であります。

次に、資本の部ですが、資本金、準備金合わせまして9,794万6,347円でありまして、負債資本合計は1億977万3,097円となったところであります。

次に、8ページから11ページにつきましては、重複いたしますので、省略をいたします。

12ページ、資本金明細表の資本金の1,000万円。

13ページの引当金明細表の造成工事引当金につきましては、19年度で支出をいたしておりません。

次に、14ページの公有用地等明細表であります。残り27区画分1万580.14平方メートル、9,926万1,139円となったところであります。

以上、報告とさせていただきますが、公社といたしましては、残り27区画の販売促進につきまして、景気が低迷する中で戸建て住宅の建設は伸び悩んでおりますけれども、インターネット、あるいはまた広報などを通じまして、市内外問わず宣伝してまいりたいと思っております。どうぞご協力のほどお願い申し上げます。審議いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第10号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第13 報告第11号株式会社赤平振興公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君）〔登壇〕 報告第11号株式会社赤平振興公社の経営状況について、ご報告申し上げます。

赤平振興公社の経営状況であります。エルム営業所と赤平営業所の事業についてご報告いたします。

2ページのエルム営業所の保養センター事業であります。開設12年を迎えまして、第26期、平成19年度の総入館者数は、前年実績5.8%減の13万1,358人となりました。

ケビン村事業であります。虹の山荘の利用実績はA棟、B棟合わせまして694回の利用で、前年比2回増の3.3%増となったところであります。

次に、赤平営業所のエルム高原施設管理事業ですが、オートキャンプ場、家族旅行村合わせまして553人の増加となりましたが、オートキャンプ場はインターネット予約が可能となりましたことから利用者の増加につながったものと思います。

じんかい収集運搬事業についてですが、一般ごみ、資源ごみとも減少いたしまして、3.5%の減少となりました。

住友共同浴場事業につきましては、利用者数は前年比2,242人、2.4%の減となったところであります。

次に、4ページの損益計算書ですが、営業収益といたしまして、販売売り上げ収益が8,021万4,340円で、内訳は記載のとおりであります。

受託事業収入といたしまして7,339万9,130円で、内訳は記載のとおりであります。

次に、営業費用ですが、販売売り上げ費用、販売費及び一般管理費を合わせまして1億5,295万6,993円となりまして、平成19年度経常利益につきましては92万9,690円ですが、このうち法人税等充当額を差し引きまして、純利益は45万4,490円となったところであります。

5ページのその他資本剰余金及びその他の利益剰余金の内訳であります。19年度の純利益を加えまして1,765万3,984円が繰越利益となったところであります。

振興公社は、赤平市の指定管理者の指定を受けまして、20年度で3年目を迎えますが、公社といたしましては人件費削減など経費を削減し、健全経営に努めているところであります。なお一層経営の合理化をし、さらに健全化を目指しているところであります。また、19年度には産炭地基金を活用いたしまして、昨年11月12日から15日の4日間休業いたしまして、浴場タイル、サウナ、ケビンなどを改修いたしました。利用者より大変喜ばれているようであります。なお、今年4月から厨房業者の営業車が変更となりましたが、一層サービスの向上を目指し、取り組んでいるところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第11号については、報告済みといたします。

○議長（鎌田恒彰君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす11日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、あす11日、1日休会することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時22分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)